

日 教 庶 第 2 4 9 号

令和8年(2026年)5月18日

教育委員 各位

日野市教育委員会

教育長 白石 高士

(公印省略)

令和8年度第2回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第3号により、下記のとおり令和8年度第2回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和8年(2026年)5月21日(木) 午後2時

開催場所

教育委員会室(506会議室)

案件

議案

- 第9号 令和8年第2回日野市議会定例会の議案(補正予算)について
- 第10号 日野市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱任命について
- 第11号 学校運営協議会委員の任命等の専決処分について
- 第12号 第11期日野市郷土資料館協議会委員の任命の専決処分について
- 第13号 教育委員会職員人事の専決処分について
- 第14号 教育委員会職員人事について
- 第15号 教職員の内申の専決処分について

請願

- 第8-2号 高市早苗政権が日本を「殺傷兵器を紛争当事国にも輸出する武器輸出国」に成り下げてしまった今、「平和国家日本の象徴である武器禁輸三原則に戻す必要(重要)性、政府方針とは違う意見」を(も)、社会公民分野等授業で扱ってほしい請願

報告事項

- 第5号 令和8年第1回日野市議会定例会の報告
- 第6号 令和8年度「選べる学校制度」実施状況
- 第7号 第4次日野市子ども読書推進計画(改訂版)の策定

議案第9号

令和8年第2回日野市議会定例会の議案（補正予算）について

上記議案を提出する。

令和8年5月21日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

《提案理由》
教育委員会所管事業に係る補正予算について、見積を提出するものです。

非公開

議案第10号

日野市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の委嘱任命について

上記議案を提出する。

令和8年5月21日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

《提案理由》

日野市教育委員会いじめ問題対策委員会規則の規定に基づき、日野市教育委員会いじめ問題対策委員会委員を委嘱任命するものです。

日野市教育委員会いじめ問題対策委員会委員名簿

1 日野市教育委員会いじめ問題対策委員会委員の氏名等

(敬称略)

	選任区分	氏名	所属等
1	教 育	嶋崎 政男	神田外語大学外国語学部客員教授
2	教 育	豊岡 弘敏	東京女子体育大学体育学部教授 東京女子体育短期大学子供スポーツ教育 学科教授
3	法 律	角南 和子	角南法律事務所 弁護士
4	法 律	中村 碧	守屋綜合法律事務所 弁護士
5	医 療	山科 満	精神科専門医・公認心理師
6	心 理	福田 憲明	明星大学心理学部教授 臨床心理士
7	心 理	橋本 弘美	臨床心理士・公認心理師
8	福 祉	浅野 大輔	社会福祉士
9	福 祉	古井 葉月	日野市スクールソーシャルワーカー
10	学校関係者	石川 誠	市立小学校校長
11	学校関係者	和田 栄治	市立中学校校長

2 任命・委嘱年月日

令和8年5月21日

3 任命・委嘱期間

令和8年6月1日から令和10年5月31日まで

議案第11号

学校運営協議会委員の任命等の専決処分について

上記議案を提出する。

令和8年5月21日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

《提案理由》

日野市学校運営協議会規則（平成29年教育委員会規則第7号）第8条の規定に基づく委員の任命等について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命等を行いましたので、報告し承認を求めます。

学校運営協議会委員の任命等

【任命】

	学校名	氏名	住所	備考
1	日野第一小学校	福嶋 一佳		元高等学校校長 (学識経験者)
2	日野第一小学校	岡部 修一		P T A会長 (保護者)
3	日野第三小学校	小野 幸子		地域コーディネーター (対象学校の運営に資する活動を行う者)
4	夢が丘小学校	小倉 奈穂子		地域コーディネーター (対象学校の運営に資する活動を行う者)
5	夢が丘小学校	大庭 将広		自治会会長 (地域住民)
6	日野第一中学校	川島 聡一		自治会会長 (地域住民)

任命日 令和8年5月1日

任期 令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

	学校名	氏名	住所	備考
1	平山小学校	木浪 麻衣子		P T A本部役員 (保護者)
2	平山小学校	村田 裕子		P T A本部役員 (保護者)

任命日 令和8年5月15日

任期 令和8年5月15日から令和9年3月31日まで

【解任】

	学校名	氏名	住所	備考	解任理由
1	日野第一中学校	早川 隆敏		自治会会長 (地域住民)	本人申出による

解任日 令和8年4月30日

《関係法令》

日野市学校運営協議会規則

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、副校長及び教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認めるもの

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は新たな委員を任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤の特別職の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は任命のあった日からその任期開始の日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、委員を解任することができる。

- (1) 第9条第1項及び第2項に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他、解任に相当する事由が認められるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

議案第12号

第11期日野市郷土資料館協議会委員の任命の専決処分について

上記議案を提出する。

令和8年5月21日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

《提案理由》

日野市郷土資料館条例（昭和63年条例第20号）9条第1項の規定に基づく委員の任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

日野市郷土資料館協議会委員

《日野市郷土資料館協議会委員 解任者》

氏名	住所	解任理由	期
菅野 竜也		人事異動等のため	2

解任日 令和7年3月31日

《日野市郷土資料館協議会委員 任命者》

氏名	住所	備考	期
樋口 智子		仲田小学校校長	新

任期 自 令和8年4月1日
至 令和10年3月3日

《関係法令》

日野市郷土資料館条例

(資料館協議会)

第8条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、日野市郷土資料館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員の任命及び定数)

第9条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、教育委員会が任命する。

2 委員の定数は、10人以内とし、次に掲げる者で構成する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者 8人以内

(2) 公募による市民 2人以内

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

議案第13号

教育委員会職員人事の専決処分について

上記議案を提出する。

令和8年5月21日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

《提案理由》

教育委員会職員に対する人事異動に伴う人事発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により人事発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

非公開

議案第14号

教育委員会職員人事について

上記議案を提出する。

令和8年5月21日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

《提案理由》
教育委員会職員に対して人事発令を行うものです。

非公開

議案第15号

教職員の内申の専決処分について

上記議案を提出する。

令和8年5月21日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

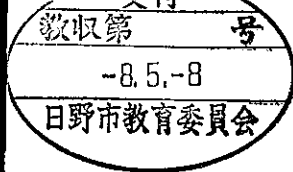
《提案理由》
教育長専決により内申したので、報告し承認を求めるものです。

非公開

請願審査

請願番号	請願第8-2号
受付年月日	令和8年5月8日
件名	高市早苗政権が日本を「殺傷兵器を紛争当事国にも輸出する武器輸出国」に成り下げてしまった今、「平和国家日本の象徴である武器禁輸三原則に戻す必要（重要）性、政府方針とは違う意見」を（も）、社会公民分野等授業で扱ってほしい請願
請願者住所氏名	

高市早苗政権が日本を「殺傷兵器を紛争当事国にも輸出する武器輸出国」に成り下げてしまった今、「平和国家日本の象徴である武器禁輸三原則に戻す必要(重要)性、政府方針とは違う意見」を(も)、社会公民分野等授業で扱ってほしい請願



口頭意見陳述をします。

1 請願の背景と、請願を執行頂きたいお願い等

(1)「平和国家としての我が国の立場からあらゆる国に武器等を輸出しない」と三木武夫首相が1976年2月27日の衆院予算委員会で政府統一見解として表明した「武器輸出(禁輸)三原則」の重要性と、(2)「堤防に穴を開け付近の土地・家屋を水浸しにしてしまう蟻の一穴」のように、安倍晋三政権が内容を一変させ武器を原則輸出する「防衛装備移転三原則」に改悪して以降の動向の危険性、(3)「(1)(2)を現行(23年4月～27年3月使用)の高校・公民科の中学年(全日制は2年生、定時制は2～3年生)向け選択科目「政治・経済」の教科書会社5社(実教出版が2種発行しているので計6種)がどう記述しているか、比較した、PDF添付の月刊『紙の爆弾』2026年5月号1頁建て(ニュースレスQ欄)での、教育ジャーナリスト・永野厚男さん執筆記事と、後掲の「2 具体的事実と請願(提言)、分析事項」の各項を、ご覧頂きたい。

この(1)～(3)を、2026年5月21日(金)午後の本市教委定例会までに、白石高士教育長と4人の教育委員、教育政策担当部長の宇田川裕美さん・前田健太さんを始めとする指導系が読み込んで頂き、〔1〕教育委員全員が、「毎回壊れたICレコーダーのようにではない、具体的内容に踏み込んだ意見」を述べた上で、本請願を採択頂いた上で、〔2〕本市の全教職員(校長を含む)に、本請願の内容を、下線部を中心に周知等して頂くと共に、「2」の各項の提言通り武器輸出(禁輸)三原則の重要性と、原則武器(特に殺傷兵器)輸出に大きく政策変更してしまった危険性とを、本市の中学3年社会科・公民等の授業で教えて頂きたい(副)校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等で紹介して頂きたい。更に、〔3〕以下の「2」の請願事項に沿った意見書を、都教委と文科省(松本洋平大臣(53歳)と武藤久慶(ひさよし)教育課程課長)にも出して頂きたい。

2 具体的事実と請願(提言)、分析事項

2-1 事実 「1 請願の背景と、請願を執行頂きたいお願い等」で少し触れた、「あらゆる国に武器等を輸出しない」と三木武夫首相が1976年2月27日に表明した武器輸出(禁輸)三原則。中曽根康弘内閣が83年1月、対米国武器技術供与を例外としたが、原則輸出禁止は続いた。

第2次安倍晋三政権は「武器を原則輸出する防衛装備移転三原則」に改悪したものの、5類型を設け殺傷兵器は含めない等、ギリギリの歯止めはあった(但し共同開発・生産では殺傷兵器も輸出)。

だが軍需産業と癒着する自民・維新は3月6日、「殺傷兵器を輸出する(特段の事情があれば「現に戦闘が行なわれている国」にも)」とする『提言』を高市早苗首相に提出。一方、野党は2月27日、衆院予算委で長妻昭議員(中道)が「殺傷兵器輸出は国会の事前承認を」と求めるのが関の山だ(高市氏はこれすら拒否)。そして高市早苗政権は、4月21日(火)午前の閣議でとうとう運用指針を改「正」し、5類型すら撤廃すると決めてしまった(同日NHK昼のニュースは「安全保障政策の転換」と報道。4月22日付け『東京新聞』1面は「安全保障のジレンマに陥る恐れ」と報道)。提言 上記「事実」の通り、三木武夫首相が決定した「貴重な武器輸出(禁輸)三原則の政策」を、安倍晋三政権後の高市早苗政権が「殺傷兵器を紛争当事国にも輸出する武器輸出国＝償えない死の商人国家」に成り下げてしまった経緯や問題点を、本市の中学3年社会科・公民分野等の授業で扱い教えてほしい。

2-2 事実 「2-1」の請願内容について、児童・生徒の成長過程・習熟度の問題で補足したい。

確かに、現行(25年4月～29年3月使用)の中学3年用の社会・公民分野教科書(大学教授や現場教員らが執筆している東京書籍・教育出版・帝国書院・日本文教出版と、改憲政治団体である日本会議等のメンバー執筆の政治色が濃く危ない「教科書」こと育鵬社・自由社の計6社)には武器輸出問題は出ていない。

しかし、その中学3年生が1年後入学する、高校の低学年(1年)の必履修科目・「公共」教科書はほとんどが(武器輸出(禁輸)三原則が平和国家としての政策として適切だという意義に十分には言及していないけれど、)歯止めの役割を果たしてきた事実はずっと記述しているものもある。また、現行(23年4月～27年3月使用)の高校・公民科の中学年(全日制は2年生、定時制は2～3年生)向け選択科目「政治・経済」の教科書会社5社(実教出版が2種発行しているので計6種)は、前記・月刊『紙の爆弾』2026年5月号の報じる内容を、この後の、「2-3」の事実で記載する通り、(これまた平和国家としての政策という意義には十分に言及していないけれど、)前述した歯止めの役割等、

260508(金)提出の請願 1頁目

概要は記述している。よって生徒の発達段階という点でも、中学3年生であれば十分にこなせる学習内容だと言えよう。

一方、武器輸出問題と同様、日本の平和政策をガラッと変えてしまった集団的自衛権行使問題の方はどうか？ 第2次安倍晋三政権が14年に（複数の内閣法制局長官経験者が国会の参考人質疑やマスコミ等で反対を表明する中で、）歴代内閣の「自衛隊の集団的自衛権行使は不可」の閣議決定を勝手に変更し、翌15年に賛否分かれる中、戦争法（いわゆる安保法制）を成立させた事実は、前記・中学社会・公民分野の全6社の教科書がかなり詳しく記述している。

提言 武器輸出問題は、上記のいくつかの「**事実**」や、①「原則禁輸→輸出」の政策がジワリジワリ右に動くたびにNHKや民放が大きく報道しており、②『朝日中高生新聞』『朝日小学生新聞』『読売KODOMO新聞』等も取り上げている可能性は高く、本市の小中学生は知っている人がかなり多いと思われ、③集団的自衛権行使問題より論理的には分かり易く、中3であればやはり十分にこなせる学習内容だと言える——等の理由から、自民・維新の連立政権が、日本を「武器輸出禁止の平和国家」から「殺傷兵器を紛争当事国にも輸出する武器輸出国」に成り下げてしまったこの事案の問題点は、本市の中学3年社会科・公民等の授業で教えてほしい。

2-3 事実 「2-2」で予告した現行高校・「政治・経済」教科書5社・6種の記述を、以下に比較する。

↓

清水書院は、本文で「テロ対策特別措置法・イラク復興支援法等の制定で、自衛隊は専守防衛から、公海や外国の領域で活動できるよう質的変換を遂げた」（以下要旨）という記述に続け、「武器輸出に一定の歯止めをかけたきた武器輸出三原則を、武器輸出可能な防衛装備移転三原則に改めた」と記載。脚注で「安倍内閣が閣議決定。武器輸出三原則以来、武器は禁輸が原則→輸出が原則に変わった」と補足している。

東京書籍は、本文で「輸出を対象国によって禁止または慎重にすべきとする武器輸出三原則があったが、14年に防衛装備移転三原則に変更された」と記述。側注で「国際条約違反国への輸出禁止、輸出を認める場合の厳格審査、移転先での適正管理（第三国への移転等）などの原則の下で、武器の輸出や共同開発を認めている」と補足している。

実教出版の「標準版」は本文では触れず、「KEYWORD」欄で東京書籍の「本文プラス側注」と概ね同内容の記述。

第一学習社は、本文で「武器の輸出については、従来の武器輸出三原則に代わる原則として、14年に防衛装備移転三原則が閣議決定され、武器輸出が原則禁止→原則容認となった」と記述。東京書籍と概ね同内容の側注を付している。

教研出版は、本文で「日本からの武器輸出は防衛装備移転三原則に基づいて管理されている」と、「武器輸出可能な防衛装備移転三原則を“適切に管理する良い制度”であるかのように印象付ける誤った記述をした上、脚注でも「14年、政府は武器輸出三原則を改め、策定した」と、あっさりした記述しかしていない。

以上5種はいずれも、「殺傷兵器（の開発・生産・保有・輸出）は世界の戦争の火種。その輸出が紛争を助長する」という基本に触れていない。一方、**実教出版**の“詳述版”は「現代日本の政治」ではなく、「現代の国際政治」の章で、「米ロを始めとする大国による第三世界への兵器輸出」については「大量の武器輸出がしばしば輸入国の経済発展を阻害し、抑圧的政治体制の強化や地域紛争多発の要因ともなってきた」と鋭く批判している。

※ 以上の高校教科書は、前述通り使用開始が23年4月と少し古いので、「2-1」に記述した3月6日以降の政府・自民・維新による“死の商人”化の加速は、各社とも言及がないことは、付記しておく。

提言 白石高士教育長と4人の教育委員は、以上をご一読頂いた上で、最後に紹介した**実教出版**の“詳述版”の記述は、日本だけでなく、全世界に通じる至言だから、本市の中学3年社会科・公民等の授業で是非扱ってほしい。とはいえ**実教出版**の“詳述版”は、日本政府による防衛装備移転三原則に基づく日本の武器輸出の拡大問題は記述していないのがネックなので、日本の武器輸出拡大の危険性は補って教えて頂きたい。

2-4 事実 本会が本年3月19日（木）提出した、——「防災・災害派遣」を隠れ蓑に生徒に「軍事力は必要」と教え込む都教委流“自衛隊連携防災講話”は実施せず、また“子ども版防衛白書”は有害図書だと、本市の教職員に周知頂くよう求める等の請願——

の方の「2-4」で、——**防衛省**がHPの“防衛省・自衛隊KIDS SITE”に掲載している、『まるわかり！日本の防衛～はじめての防衛白書』と称するウソ八百で煽った危険な内容の防衛省“子ども版防衛白書”の24年度版を、紙媒体の冊子にし6100冊を全国約2400の小学校に送付した事案を、いくつかのメディアが批判的に報道した。——という事実を記載した。

そして25年7月15日発行の“子ども版防衛白書”最新版は、「どうして色んな装備品が必要なの？」という項において、「武器・殺傷兵器」という“軍”の真の姿（実態）を表す語は意図的に用いず、軍色や殺傷性を隠す“装備品”という“ソフト”な語を使い、

——武器禁輸3原則に違反し日本を死の商人に貶（おとしめる）「英・伊と共同開発する次期戦闘機」や、「護衛艦（かが・いずも）を改修し空母化」した写真——を載せる一方、24年度版までであった国是の「非核三

260508（金）提出の請願 2 頁目

原則や、「専守防衛」という語を消してしまった。
提言 日野市教委は4月10日(金)の定例会では、この3月19日提出の請願のこういう重要な記載内容に一切触れないまま、多数決で不採択にしました。

5月21日(木)の定例会においては、①宇田川裕美さんは前記「防衛省が”子ども版防衛自衛”の24年度版を、紙媒体の冊子にし6100冊を全国約2400の小学校に送付してきた事案」について、本市では何校に何冊あったか、またあった場合、どう対応したか(送り返した、職員室で保管、図書室に配架してしまった等)を明らかにお答え頂いた上で(宇田川裕美氏は4月21日(火)の昼、本会が電話質問したが、答えなかったのが、今回こそは誠実に!)、②白石高士教育長と4人の教育委員は請願内容に正対した具体的内容ある誠実な意見を述べるよう、強く求める(4人の教育委員はずっと、一人一人が”無言又は具体的内容なく毎回同一の空疎な意見を言うだけという乱暴な態度”をとり続けているので)。

2-5 事実 前記「2-4」の”子ども版防衛自衛”の24年度版を紙媒体の冊子にしたものについて、25年12月29日付『毎日新聞』は47都道府県教委にアンケート調査した結果を報道。同紙によると、回答した39道府県教委(“都”の文字がないということは、都教委は回答拒否したようだ!)のうち、防衛省から配付の相談があったのは25道府県教委。そのうち、「教委として判断や対応を見送った」のは17道府県教委で、同紙はその理由を、①配付は各市町村教委の判断(11県教委)、②判断する上で文科科学省の依頼文がないと難しい(5道府県教委)、③小学生には難しい内容(1県教委)——の3種類、挙げている。

このうち②の「一部の教委がほしがっている文科省の依頼文」について、同紙は「文科省の担当者が『文科省に関係する施策や、他省庁と協力して文科省が作った冊子であれば作成するが、全く関わっていないものについては作成していない』と述べた」旨、報じている。
提言 以上の報道を踏まえ、本会が「教育者である教委職員として実に情けない。恥を知れ!」と言いたいのは、②の「判断する上で文科省の依頼文がないと難しい」と答えた5道府県教委だ。この5道府県教委は、憲法の前文や9条に規定している「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し=戦争は市民ではなく政府が起こすもの」という真実や「平和主義、戦争放棄、軍隊の不保持」を(6年生の1学期までは)学んでいない児童たちにも、後掲の「◇印」以下の、ウソ八百で偏った危険な内容の防衛省”子ども版防衛自衛”を見せようか否かの判断基準を、文科省の依頼文の有無に置くという、思考停止=思考途絶状態に陥っているのだ(「思考途絶」という語は精神医学者の野田正彰関西学院大名誉教授が02年岩

波書店から発刊した『さられる教育——思考途絶する教師たち』という本の題名になさっている。鹿砦社発行『過ぎし日のええ』263頁参照)。

防衛省が日野市教委に、後掲の「◇印」以下の、ウソ八百の”子ども版防衛自衛”を万一、送ってきた場合は、本請願を尊重し、開封せずチリ紙交換に出すか、又は料金着払いで市ヶ谷の防衛省に送り返して頂きたい。

ところで、5道府県教委が文科省の依頼文の有無に固執するのは、——依頼文があったので児童に「ウソ八百の”子ども版防衛自衛”を見せてしまい、現・元の保護者や教職員、研究者、地域住民等の市民がノーの声を上げた時は、「依頼文があるので、それに従って配布しただけで一す」と弁解し(依頼文を、自らの責任を回避する”水戸黄門の印籠”に利用しようという悪巧み)、逆に依頼文がないので児童に「ウソ八百の”子ども版防衛自衛”を見せず(ここまでは良いのだけれど…)、保守政党の政治家や財界人等権力者、右翼、『産経新聞』が騒ぎ立てた時は、「依頼文がないので、見せなかつただけで一す」と”許し”を乞う(懇願する)——という、責任回避(転嫁)や自己保身のためであるのは明白だ。

重要→こういう5道府県教委の(教)職員らの「出世街道を閉ざされたくない」という本音の汚さは、小学校の総則や道徳の学習指導要領にある(のに、違反する)「思考力・判断力(を欠く=思考停止状態)、正義(に反する)、勇氣(がない)、責任(回避・転嫁する)、自主性・主体性(を欠く)」の内容項目の授業を実施する際の、“反面教師”としての題材に使って頂きたい。

◇ PDFで既送信の、月刊『紙の爆弾』26年4月号4頁建て記事で、教育ジャーナリスト・永野厚男さんが詳述した、「子ども版防衛自衛”24年度版の偏向性、視野の狭さを要約すると、以下の通り。

⑦ 冒頭から「戦争を防ぐためには、自分たちの国を守りぬく意思と能力があることを周りに示し、日本から何かを奪うのは難しいと他の国に思わせるが必要です。さらに、それでも他の国に攻め込まれるような場合には、確実に守り切ることができるようにしておくが必要なのです」と、外交・対話でなく、抑止力と称する軍事力絶対視を主張。
⑧ ロシアによるウクライナ侵略戦争を「決して許されるものではありません」としつつも、直後に「こんなことが起きた理由の一つに、ウクライナのロシアに対する防衛力が足りなかったことがあります。つまり、ウクライナは、『国を守るために十分な力を持っておらず、攻め込んでも大丈夫』とロシアから思われたため、ロシアに侵略を思いとどまらせることができなかったのです」とウクライナ非難も展開し、自衛隊の軍拡”正当化”に利用している。

※ ⑦⑧の防衛省の特異な主張は、「強い国に」と主張する自民党の高市早苗氏や小野寺五典衆議院議員にそっくりだ。

260508(金)提出の請願 3頁目(了)

報告事項第5号

令和8年第1回日野市議会定例会の報告

このことについて、次のとおり報告する。

令和8年5月21日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

令和8年 第1回日野市議会定例会の報告

1. 会 期 3月9日(月)～4月6日(月) 29日間

2. 一般質問 質問者 19名(うち教育委員会関係13名)
質問件数 41件(うち教育委員会関係14件)

3. 議 案 市長提出議案 46件(教育委員会に関するもの 5件)
議員提出議案 2件(教育委員会に関するもの 1件)

《市長提出議案》

- (1) 日野市いじめ防止対策推進条例の制定について (可決)
- (2) 日野市まなびあい審議会の設置に関する条例の制定について (可決)
- (3) 日野市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する
条例の制定について (可決)
- (4) 令和7年度日野市一般会計補正予算(第10号) (可決)

	(一般会計)	(うち教育費)
補正総額(歳入歳出)	▲784,755千円	▲564,144千円
予算総額(歳入歳出)	84,857,808千円	10,241,099千円

- (5) 令和8年度日野市一般会計予算 (可決)

	(一般会計)	(うち教育費)
予算総額(歳入歳出)	83,775,000千円	11,951,916千円

《議員提出議案》

- (1) 日野市高等学校等奨学金条例の制定について (否決)

報告事項第6号

令和8年度「選べる学校制度」実施状況

このことについて、次のとおり報告する。

令和8年5月21日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

令和8年度 「選べる学校制度」 増減内訳表

R08.4.13 日野市教育委員会学務課 作成

【小学校】

		日野第一小	豊田小	日野第三小	日野第四小	日野第五小	日野第六小	潤徳小	平山小	日野第八小	滝合小	日野第七小	南平小	旭が丘小	東光寺小	仲田小	夢が丘小	七生緑小	増加計	減少計	入学者数
学区内人数		80	142	64	84	128	81	73	97	72	71	89	91	80	59	48	54	51			
		増加																			4月7日
1	日野第一小	80	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	7	7	0	0	17	16	81
2	豊田小	142	3	0	1	14	0	0	0	0	2	0	3	0	0	0	0	0	23	10	155
3	日野第三小	64	0	1	0	2	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	0	0	8	11	61
4	日野第四小	84	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	83
5	日野第五小	128	0	0	6	0	3	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	18	22	124
6	日野第六小	81	0	1	1	0	5	0	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	12	3	90
7	潤徳小	73	4	0	0	2	0	0	0	4	0	0	13	0	0	0	9	1	33	4	102
8	平山小	97	0	1	0	0	0	0	0	0	7	0	1	0	0	0	0	0	9	7	99
9	日野第八小	72	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	12	6	78
10	滝合小	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	10	62
11	日野第七小	89	1	6	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	10	14	85
12	南平小	91	0	1	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	17	82
13	旭が丘小	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	75
14	東光寺小	59	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	17	45
15	仲田小	48	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	13	7	54
16	夢が丘小	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	45
17	七生緑小	51	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	10	43
減少計			16	10	11	7	22	3	4	7	6	10	14	17	5	17	7	9	10		175
増加計			17	23	8	6	18	12	33	9	12	1	10	8	0	3	13	0	2	175	
±増減数			1	13	-3	-1	-4	9	29	2	6	-9	-4	-9	-5	-14	6	-9	-8	-	-
入学者数			81	155	61	83	124	90	102	99	78	62	85	82	75	45	54	45	43		1,364

【中学校】

		日野第一中	日野第二中	七生中	日野第三中	日野第四中	三沢中	大坂上中	平山中	増加計	減少計	入学者数	
学区内人数		219	226	135	80	218	193	188	105				
		増加											4月7日
1	日野第一中	219	0	2	2	0	3	16	0	23	18	224	
2	日野第二中	226	0	5	0	11	0	10	1	27	53	200	
3	七生中	135	4	29	1	0	5	0	2	41	45	131	
4	日野第三中	80	2	0	4	0	33	0	0	39	14	105	
5	日野第四中	218	0	17	0	0	0	0	5	22	34	206	
6	三沢中	193	9	0	3	10	0	0	0	22	41	174	
7	大坂上中	188	3	6	4	0	0	0	0	13	26	175	
8	平山中	105	0	1	27	1	23	0	0	52	8	149	
減少計			18	53	45	14	34	41	26		239		
増加計			23	27	41	39	22	22	13	239			
±増減数			5	-26	-4	25	-12	-19	-13	-	-		
入学者数			224	200	131	105	206	174	175			1,364	

報告事項第7号

第4次日野市子ども読書推進計画（改訂版）の策定

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和8年5月21日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士